

平成 28 年度 相談支援事業所「はしわたし」事業計画（案）

1. 目的

障がいのある方や、その家族の生活や支援に関する相談に応じるとともに、関係機関との連携の下、障がいのある方の身近な地域において、安心して生活できる地域の支援体制をつくることを目的とします。

2. 支援内容

地域で生活している障がい者が、そのまま地域で生活し続けることができるよう支援
施設や病院から地域に移行し、生活し続けることのできる支援
様々な支援機関との連携・連動・地域社会とのはしわたしをするという役割
社会福祉計画に基づいた自立支援協議会の活用・強化に取り組む

昨今、学校に行けない、対人関係が苦手な人と会いたくないなど、様々な理由から家から出られない方、学校や職場に行けない方などが増えている現実があります。
はしわたしでは、ご本人の苦しさ、生き辛さに寄り添いながら、ご本人が生き生きと暮らす事が出来るよう相談、支援いたします。
必要に応じ、福祉、医療、教育機関と連携し、ご本人の希望や状態に応じたサービスの提供に繋げる事も視野に、ご本人のペースに合わせて一緒に考えて行きたいと思えます。

3. 相談支援体制

- ・相談支援専門員 吹田雄一郎（社会福祉士・精神保健福祉士）
- ・相談支援員 小林小夜子 星美佳 池田健太

はしわたしでは、相談業務に携わることのできる有資格者 4 名を有し、
第一相談員～吹田 それを補佐する第二相談員～小林・星で執り進めてまいります。

基本相談支援（弟子屈町障害者等地域生活支援事業相談支援事業業務委託）

自立支援協議会の運営

計画相談

☑新規相談の流れ

受付・相談 アセスメント サービス等利用計画案等の作成
サービス担当者会議開催、サービス等利用計画、計画の実施 モニタリング

4. 障害支援区分認定調査員研修について

障害福祉サービス受給者証を申請し、グループホームに入居する場合など、介護給付費を申請する場合、障害支援区分（1～6）を取得する必要があり、町の委託により認定調査が必要となる。

認定調査を行なう者は市町村職員に準ずる扱いとなるため中立・公平性が求められ、障害による生き辛さを聞き取り、食事・排泄・入浴・移動等の日常生活動作、買い物や掃除洗濯等の家事や服薬や金銭管理などの手段的日常生活動作について課題や支援の必要性を評価し、適切な障害支援区分が判定されるよう調査する。

現在弟子屈町内では認定調査員が不足している状態であり、当法人内の利用者にも障害支援区分を必要としている方が多く存在するため、町内の社会資源を充足するため、急務であると言える。

本年度は相談支援専門員 3 名が研修を受ける予定である。